

教職員と生徒・保護者との連絡手段に関わる校内規程

(目的)

第1条 この規程は、北海道旭川北高等学校（以下、本校）や本校教職員が、生徒・保護者（以下、生徒等）から、電話番号や電子メールアドレス、SNSアカウント等（以下、電話番号等）の個人情報を取得して利用する際、及び電話番号等の管理に関して、厳正な取扱いを行うために設ける。

(電話番号等の取得)

第2条 電話番号等の取得については、次に限り認めるものとする。

- (1) ホームルームの運営に関わること
- (2) 部活動等の運営に関わること
- (3) 学習活動に関わること
- (4) その他、校長が認める校務

(電話番号等の提供)

第3条 電話番号等の提供については、次に限り認めるものとする。

- (1) ホームルームの運営に関わること
- (2) 部活動等の運営に関わること
- (3) 学習活動に関わること
- (4) その他、校長が認める校務

(電話番号等の利用)

第4条 取得又は提供した電話番号等の利用は、次に限り認めるものとし、私用での利用や校務としての範囲を超えた個人的な悩み相談での利用を禁止する。なお、生徒の生命や教育活動における安全・安心が脅かされる緊急な状況においてはこの限りではない。

- (1) ホームルームの運営に関わること
- (2) 部活動等の運営に関わること
- (3) 学習活動に関わること
- (4) その他、校長が認める校務

(電話番号等の管理)

第5条 取得した電話番号等については、その漏洩に注意し、厳正に管理するものとする。

- 2 取得した電話番号等について、生徒との同意を得ずに第三者に提供することを禁止する。
- 3 取得した電話番号等については、利用する必要がなくなった時点で適切かつ確実に、電話番号等を削除する。

附 則

この規程は、令和6年7月29日から施行